

中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告（素案）

中央教育審議会 大学分科会
平成21年8月 日

1 中央教育審議会大学分科会では、平成20年9月11日の文部科学大臣からの諮問「中長期的な大学教育の在り方について」を受けた審議を行っている。

2 審議においては、2つの観点を通に踏まえることが重要と考えられる。

第一に、大学制度は、過去数十年來の様々な歴史的経緯やその際の事情に応じて整備されており、21世紀において大学制度を進展させるためには、現行の制度や施策を改めて検証し、そのよって立つ基盤の現状を再確認することが不可欠である。

第二に、大学制度は国際的なものであり、その検討に際しては国際的な動向に留意しなければならない。ヨーロッパにおける今日までのエラスムス計画やボローニャプロセス、また、アメリカの大学の教育研究上の優位性を背景とした国際的な活動など、教育研究活動が国を越えて展開される中、我が国の大学行政にも、アジア域内をはじめとする国際的な展開を意識した検討と対応が求められる。

3 大学分科会では、本年6月15日に「中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告－大学教育の構造転換に向けて－」（第一次報告）として審議経過を整理した。

4 第一次報告の取りまとめ以後も、大学分科会及び各部会・ワーキンググループ（WG）において精力的な審議を行っており、その審議経過を第二次報告として整理することとした。

この第二次報告には、

- ・第一次報告で提言した内容をさらに発展・充実させたもの、
- ・第一次報告では論点整理にとどまった内容の検討を具体化させたもの、
- ・今回、新たに課題を整理したもの、

が含まれている。具体的には、公的な質保証システムに関し、設置基準・設置認可審査・認証評価の3つの要素に関わる歴史的経緯や課題をあらためて整理した。また、学生支援・学習環境整備と、グローバル化の進展に関わる取組について、質保証の観点からの論点をあげた。その他、大学院について、今回の諮問に関連する課題が顕在化していることから、これに重点を置いた検討を行ったほか、経済的支援方策等についても課題の整理を行った。

5 第一次報告と同様に、本報告も、審議が煮詰まったことを受けて改善を提起するもののほか、方向性の提示や論点整理にとどまるものが含まれており、今後とも、大学分科会として、各界からの幅広い意見もいただきながら検討を進めることとする。

本報告のうち、改善の提起に関するものについては、国において具体化に向けた取組が進むことを期待する。

構成

	第 1 公的な質保証システムの再検討について	2
5	1 公的な質保証システムに関する経緯と課題	3
	(1) 我が国の公的な質保証システムの経緯と現状について	3
	(2) 設置基準について	3
	(3) 設置認可審査について	5
10	(4) 認証評価について	5
	(5) 公的な質保証システムに関する検討課題例	7
	2 公的な質保証システムの検討に関わるその他の観点	12
	(1) 大学内部の質保証の仕組み	12
	(2) 学生支援・学習環境整備の観点からの質保証の検討	13
	(3) グローバル化の進展の中での質保証	15
15	第 2 大学院教育について	18
	1 大学院の教育の実質化	18
	2 大学教員の意識改革をめぐる諸課題	20
	3 産業界等と連携した人材育成	21
	4 大学院の適正な量的な規模	22
20	5 大学院教育に関するその他の観点	23
	第 3 学生支援・学習環境整備の検討について	25
	1 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための総合的な学生支援	25
	2 学生への経済的支援方策	26

25

第 1 公的な質保証システムの再検討について

第一次報告は、公的な質保証システムについて、その要素である設置基準、設置認可審査、認証評価の課題を挙げつつ、改善の方向性等を示した。その後も、質保証システム部会や、関連する部会又はWGにおいて具体的な審議・検討を継続しており、今回は、これまでの審議・検討を踏まえ、上記の3つの要素に関する歴史的経緯をあらためて整理し、質保証システムの再検討が求められる背景を再確認している。

35

あわせて、これまでの審議経過に基づき、第一次報告に掲げた検討課題の進捗や、その後の審議で明らかになった課題を整理した。

1 公的な質保証システムに関する経緯と課題

(1) 我が国の公的な質保証システムの経緯と現状について

(事前規制型の質保証システム)

① わが国の公的な質保証システムは、従来、設置基準と、その設置基準等に基づいて行われる設置認可審査による事前規制型であった。これは、大学の自主性・自律性を尊重し、設置認可後の大学に自律的な質保証機能が備わっていることに着目したものであり、我が国の高等教育の整備に際し、質の保証の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たしてきた。

② 一方、事前規制型だけでは、教育活動に必要な諸条件の確認にとどまり、実際の教育活動の質を直接的に保証することが難しく、また、進学率の上昇や社会の成熟化に伴い、多様な大学教育が求められる中、事前規制型の質保証システムへの過度の依存は、大学の画一化や、新たな取組の抑制につながる懸念もあった。

そこで、これまで重視されてきた大学の自主性・自律性を踏まえつつも、事前規制だけでない質保証システムを構築していくことが求められた。

(事前規制と事後確認の併用型への転換)

③ 従来も、設置基準の弾力化、設置認可手続きの見直し、自己点検・評価の義務化等、質保証システムについて順次改善を行ってきたが、我が国の行政システムにおいて、国の規制を可能な限り見直し、事前規制型から事後確認型への移行が求められたことも踏まえ、平成14年に学校教育法を改正し、認証評価を導入した（平成16年4月施行）。

設置認可については、平成15年度に、設置基準等の法令上の要件を満たせば設置を認可する「準則主義」に転換している。また、認可事項の縮減や、審査を要しない届出制の導入、審査基準の簡素化を図っている。

④ このように、事前規制型から、事前規制及び事後確認の併用型に転換したことにより、我が国の公的な質保証システムは一定水準以上の大学であることを保証する事前規制型の長所と、大学の多様性に配慮しつつ、恒常的に大学の質を保証する事後確認型の長所をあわせもつものとなっている。したがって、公的な質保証システムとしては、この組み合わせが最も効果的・効率的であると考えられる。

⑤ 設置基準、設置認可審査、認証評価の3つの要素からなる公的な質保証システムに関し、後述する様々な課題が見られることを踏まえ、各要素の役割と相互の関係をあらためて検証し、その制度・運用を改善し、質保証システムを充実していくことが課題となっている。

(2) 設置基準について

(設置基準の概要)

- ① 大学については、教育基本法における大学の規定（第7条）や、学校教育法における大学の目的（第83条）や学位の授与（第104条）等により基本的枠組みが定められている。そのような体系の一環として、文部科学省令である大学設置基準が、「大学を設置するのに必要な最低の基準」（第1条）を定めている。

このような学校教育法や、その施行令・施行規則、大学設置基準（さらに、短期大学、大学院等に関する設置基準を含む。）のほか、学位規則等に定める一連の規定内容のうち、大学の基本的な枠組みや条件整備等に関する最低基準を包括して、広義の「設置基準」としてとらえることができる。

- ② こうした広義の設置基準（以下では「設置基準」と表記する場合は、上記の広義の設置基準のことを表すこととする。）の内容については、次の4つに大別することができる（対象となる規定は「別表：質保証に関する規定」を参照）。

ア 大学の入学資格や修業年限、組織編成等の基本的枠組みに関する規定

イ 大学が備えるべき教員組織、施設設備等の人的・物的要素の最低基準を定める規定

ウ 大学の教育活動やこれに関連する活動の規範を定める規定

エ 学生の履修や卒業要件に関する規定

- ③ なお、大学設置基準には、最低基準に関するものとともに、望ましい水準や努力義務等に関する規定も含んでいることに留意しなければならない。

(設置基準と設置認可審査)

- ④ 設置認可審査においては、設置基準を認可に際しての基準とし、各大学の設置趣旨や人材養成目的に応じた対応、各大学の創意工夫を促す観点から、専門家による高度な専門性に基づく審査（ピア・レビュー）に多くを委ねている。

しかし、設置基準は審査基準そのものではないので、定性的・抽象的な規定も多い。従前は、これを補うため、大学設置・学校法人審議会（設置審）の細則として審査内規等が設けられていたが、順次行われてきた設置基準の弾力化や、平成15年の設置認可の準則化により、審査基準の解釈としての性格を有する規定は廃止されている。

- ⑤ このことにより、各大学の主体的な判断による新たな大学等の設置や組織改変が迅速に行われるようになるなどの成果も見られるが、ピア・レビューによる判定に関して、審査基準として適用すべき水準の在り方を常に点検することが不可欠である。

また、設置基準は、申請者側と審査側の双方に、大学についての共通理解があることを前提に作られている。しかしながら、近年、多様な申請者から、新たな考え方に基づく申請も見られる中で、設置認可審査において判断に苦慮する事例も生じ

ている。そこで、現行の設置基準には定性的・抽象的な規定が多いことを踏まえ、設置認可審査における具体的な判断指針として有効に機能する仕組みを検討することが求められる。

このことは、設置基準を、設置認可後の自立的な質保証の指針として活用していくためにも重要である。

- ⑥ さらに、設置認可審査は、書面審査が中心であり、設置基準に定められている事項には、審査時に十分には明らかでないものも存在するため、設置認可後の状態を確実に把握することも求められる。

(3) 設置認可審査について

(設置認可審査の概要)

- ① 公立・私立の大学を設置しようとする場合は、文部科学大臣の認可を受けることとされており、その際、文部科学大臣は設置審に諮問し、設置審は申請に対する審査を行う。国立大学にも、同様の仕組みが設けられている。

審査のための申請書には、認可後の初年度に入学する学生が卒業する年度（完成年度）までの計画（設置計画）が記載されており、設置認可審査では、大学の基本的な枠組みや条件整備等に関し、設置基準に適合しているか審査するだけでなく、設置計画が、設置基準に定める内容を実質的に実現し得る内容のものとなっているかという観点からの確認を行っている。この申請は、各大学が社会に対して着実に実現していく構想を表したものである。

(設置認可の性格)

- ② 設置認可は、学校教育法第4条等の規定に基づいて、大学からの申請を受けて国が行う行政行為であり、設置審による設置認可審査は完成年度までの設置計画に基づいて行われる。認可の効力は認可時点から発生するが、設置認可の意義を担保するため、完成年度までの間、設置審による「設置計画履行状況等調査（アフターケア）」により、設置計画の内容に著しい変更や不履行がないか確認が行われる。

設置認可の対象は、学位の種類・分野の変更や、学部・研究科等の教育研究上の組織の設置・変更等であり、完成年度後における担当教員や教育課程の変更等は、各大学の判断によって行われる。

以上に鑑みれば、設置認可は、特定の学位を付与するための教育課程（学位プログラム）を持続的に行うことを保証するものでなければならない。

(4) 認証評価について

(認証評価の概要)

- ① 平成16年度に始まった認証評価制度により、大学は7年以内に一回、文部科学大臣の認証を受けた機関（認証評価機関）による認証評価（機関別評価）を受ける

ことが義務付けられている。

これは、国による事前規制を最小限のものとし、設置後の大学の組織運営や教育研究活動等の状況を定期的に事後確認する体制を整備する観点から導入されたものである。

5 大学には認証評価を受ける義務が課せられており（学校教育法第109条第2項）、所定期間内に認証評価を受けない大学は法令違反となる。

- 10 ② 認証評価は、その導入を提言した平成14年8月の中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」において、「国の認証を受けた機関が、自ら定める評価の基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たすものかどうかについて社会に向けて明らかにすることにより、社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促す制度」とされているように、各認証評価機関が定める大学評価基準に適合していることの確認を行う適格認定としての性格を持つ。そこで、認証評価の結果は、「適合」、「不適合」
15 又は「保留」のいずれかの概念で示されている。

20 認証評価を行うための基準（大学評価基準）は、各認証評価機関が定めるものであり、文部科学省令（学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第1条）により、設置基準に適合していることのほか、各大学の特色ある教育研究の進展に資する観点からの評価項目が含まれることが求められている。なお、認証評価の行為そのものは行政行為ではない。

（認証評価の対象）

- 25 ③ 認証評価は、各大学の特色ある教育研究の進展に資するためであることが前提である。そのため、自己点検・評価の結果が教育の質の向上に活用される仕組みが各大学に備わっていることについて、認証評価を通じて確認することが重視されなければならない。

- ④ また、認証評価には、事後確認の機能として、設置基準に定める最低基準に合致していることの確認も求められる。

30 認証評価における事後確認の機能に着目する場合、その性格・目的や、審査すべき「教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況」（学校教育法第109条）について、各認証評価機関において具体化する際の一層の工夫が求められる。

あわせて、認証評価機関には、設置基準の各条項に規定されている事項が、大学評価基準にどう対応しているか分かりやすく示すことが期待される。

35 その際、認証評価機関において、設置基準を上回る基準を大学評価基準に盛り込むことも想定され、例えば、具体的認証評価において「不適合」の判定がなされた際に、その根拠となる事由が、設置基準の求める水準を下回るものなのかどうか分かりやすくすることも検討課題としてあげられる。

- 40 ⑤ 設置認可と認証評価では、それぞれ実施主体が異なるものの、大学の質保証を体系的に行っていく観点からは、認証評価における事後確認の機能に関連した検討も求められる。例えば、設置認可審査と設置計画履行状況等調査を通じて明らかにな

った課題等が認証評価に引き継がれ、その質保証に生かすための一貫性や体系性への十分な配慮も求められる。

(5) 公的な質保証システムに関する検討課題例

上記の課題を受けて、第一次報告及びそれ以降の審議を通じて、以下のような検討課題が考えられており、これらに関して検討を行うこととしている。

(設置基準及び設置認可審査に関連する制度等について)

検討課題 (例)

ア 平成15年の審査内規等の廃止により、定性的・抽象的な基準となっている部分について、具体化・明確化。また、大学としての観念や、大学教育の理念に包含され、共通に理解されているルールを実定化。

その際、設置基準が、設置認可審査における最低基準と、設置後の水準向上の2つの性格を持つことにかんがみ、設置認可審査時に適用すべき基準に関し、以下を検討。

(a) 設置基準に規定する内容をより具体的なものとし、設置認可審査における審査基準として活用しやすいよう整理、又は、

(b) 設置基準と別に、設置認可審査の作業における判断の拠り所とするための、より具体的な基準を整備。

イ 設置認可審査は、書面審査が中心であり、その時点では十分には明らかでない事項の認可後の確認方法。

ウ 大学設置基準において、成績基準の明確化、シラバスの作成、教員の組織的な研修及び研究の実施、情報公開など大学の内部質保証の取組が規定されているが、各大学における自律的な質保証が一層促進される観点から、大学内部の質保証のための仕組みについて、諸外国の制度も参照しつつ検討。

エ 上記の考え方に基づき、設置基準における以下の事項について、順次具体的に検討。

- ・ 教員要件の明確化 (大学設置基準第12条関係)
- ・ 施設・設備における定量的基準 (同第36・38条関係)
- ・ 研究環境の在り方 (同第40条の3関係)
- ・ 情報公開で公開すべき項目の具体化 (同第2条関係)
- ・ 事務組織、職員に関する規定及び組織的な研修等の在り方 (同第41条関係)
- ・ 独立大学院 (大学院大学) の基準の明確化 (大学院設置基準第23・24条関係)
- ・ 短期大学の専任教員数の算定の見直し (短期大学設置基準別表第一)

オ また、以下の事項も、引き続き検討。

(設置基準に係る課題)

- ・ 通信教育設置基準の見直し

- ・ 学位に付記する専攻名等の在り方
(設置認可審査に係る課題)
- ・ 設置認可審査における審査期間の適正化
- ・ 学際分野の審査体制の見直し
(届出制度に係る課題)
- ・ 学位の種類及び分野に応じた届出設置の取扱い
- ・ 届出設置制度における学際分野の要件や学年進行中の取扱い

(設置基準及び認証評価に関連する制度等について)

検討課題 (例)

ア 認証評価機関と認証評価を受ける者の双方が、大学評価基準を共通に理解して認証評価を行うことができるようにするため、設置基準との関係を踏まえた大学評価基準の趣旨や判断項目等の一層の具体化。

また、今後、大学の機能別分化が進んでいくと考えられる中、その状況を見据えた認証評価の在り方を検討。

イ 機関別評価の第二サイクルが始まる平成23年度に向けて、具体的に検討。
(認証評価の効率的・効果的な実施の観点から、大学評価基準は、当面、以下の事項に関して順次対応を図ることとし、その具体的な内容について検討。)

- ・ 大学評価基準と設置基準との関係を整理。
- ・ 認証評価の結果の公表にあたり、その根拠について、設置基準や大学評価基準との関係を明確化。
- ・ 大学内部の質保証システムが実質的に機能しているかどうかについて、認証評価における確認の一層の工夫。
- ・ 評価の基準等について、大学に求める自己点検・評価内容の整理・明確化、重複している評価の基準の整理・明確化。

ウ 認証評価機関が連携して取組を進めていく観点から、当面、以下の事項について順次対応。

- ・ 認証評価関係者の研修を行っていくための認証評価機関間の連携の推進。
- ・ 認証評価の実務に資するための研究の実施と成果の共有。
- ・ 自己点検・評価については、学内の情報を集約・分析するための部署や担当者の配置等、各大学において具体的な取組の工夫を検討。

エ 認証評価の結果が不適合となった場合、その結果及び理由と設置基準等との関係の整理、また、その結果の取り扱い。

(設置認可審査及び認証評価に関連する制度等について)

検討課題 (例)

- 5 ア 機関別評価の第二サイクルが始まる平成23年度に向けて、具体的に検討。
- 平成16年度までに設置されたすべての大学は平成22年度末までに認証評価を受ける法令上の義務があることから、各大学は、確実に認証評価を受けるよう、準備を進めることが必要。
 - 仮に、認証評価を所定の期間内に受けない大学があった場合の対応。
 - 10 • 新設の大学が認証評価を受けるまでの間の各種補助金の取扱い。
 - 設置認可時や設置認可後の設置計画履行状況等調査における指摘事項を認証評価で活用するなど、設置認可と認証評価との連続性を確保。
- 15 イ 上記のほか、以下の事項についても今後検討。
- 分野別の自己点検・評価及び専門職大学院以外の分野別評価の一部試行的実施。その際、分野別評価を行う機関と評価を受ける者の双方に過度の負担がかからないよう、民間の団体による質保証の審査実績も活用し、あ
 - 20 わせて、機関別評価の負担を軽減することも必要。
 - 認証評価結果の活用の在り方。
 - 大学が機能別分化していく中での認証評価等の質保証システムの在り方 (例えば、機関別評価を、各大学共通部分と機能別選択部分の二部構成に
 - 25 することなど)。
 - 専門職大学院における認証評価の特例措置 (免除規定) の在り方。

(別表：質保証に関する規定)

	学校教育法	学校教育法施行規則
5 10	<p>ア 大学の入学資格や修業年限、組織編成等の基本的枠組み</p> <p>○第83条(大学の目的) ○第85条(教育研究上の基本組織(学部)) ○第87～89条(修業年限, その特例) ○第90条(入学資格) ○第92条(学長,教授その他必要な職員) ○第93条(教授会の設置) ○第104条(学位の授与)</p>	<p>○第143条(教授会の権限) ○第146～154条(修業年限及びその特例に関する細目) ○第150～154条(入学資格に関する細目)</p>
15 20 25	<p>イ 大学が備えるべき教員組織, 施設設備等の人的・物的要素の最低基準を定める規定</p> <p>○第92条(学長,教授その他必要な職員) [再掲]</p>	
30 35	<p>ウ 大学の教育活動やこれに関連する活動の規範を定める規定</p> <p>○第109条(自己点検・評価) ○第113条(教育研究活動の公表)</p>	<p>○第4条(学則記載事項) ○第24条(指導要録) ○第28条(備えるべき表簿) ○第163条(学年の始期,終期) ○第166条(自己点検・評価に関する細目)</p>
40	<p>エ 学生の履修や卒業要件に関する規定</p> <p>○第87～89条(修業年限及びその特例) [再掲] ○第104条(学位の授与) [再掲] ○第105条(履修証明書の交付)</p>	<p>○第144条(入学,退学,転学,留学,休学,卒業の決定) ○第145条(学位に関する事項) ○第164条(履修証明書の交付に関する細目) ○第173条(卒業証書授与)</p>

(学士課程関係の規定の整理を試みたもの。なお【 】は告示に委任している法令)

	大学設置基準	学位規則	告示
5	<ul style="list-style-type: none"> ○第3～6条(教育研究上の基本組織(学部,学科,学部以外の基本組織)) ○第18条(収容定員) ○第40条の4(大学等の名称) 	○第2条(学位授与の要件)	○大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件【学校教育法施行規則】 等
10			
15	<ul style="list-style-type: none"> ○第7条(教員組織の編成の原則) ○第10条(授業科目の担当者) ○第12～13条(専任教員) ○第13条の2～17条(学長,教授,准教授,講師,助教,助手の資格), ○第34条(校地), ○第35条(運動場) ○第36条(校舎等施設), ○第37条(校地の面積) ○第37条の2(校舎の面積) ○第38条(図書等の資料及び図書館) ○第39条(附属施設), ○第39条の2(薬学実務実習に必要な施設), ○第40条(機械,器具等), 第40条の2(二以上の校地における施設整備), ○第40条の3(教育研究環境の整備), ○第41条(事務組織), ○第42条(厚生補導の組織) ○第53条(段階的整備) 		○大学新設等における教員組織,校舎等の施設及び設備の段階的整備について定める件【大学設置基準】 ○薬学部における実務家教員の要件等【大学設置基準】 等
20			
25			
30	<ul style="list-style-type: none"> ○第2条(情報の積極的な提供) ○第2条の2(教育研究上の目的公表等) ○第2条の3(入学者選抜の方法) ○第19～21条(教育課程, 単位の計算方法) ○第22～23条(授業期間) ○第24～25条(授業を行う学生数, 授業の方法) ○第25条の2(成績評価基準等の明示等) ○第25条の3(教育内容等の改善のための組織的な研修等), ○第27条(単位の授与) 		○高度メディア授業の要件【大学設置基準】 ○サテライトキャンパスの要件【大学設置基準】 等
35			
40	<ul style="list-style-type: none"> ○第27条(単位の授与) [再掲] ○第27条の2(履修科目の登録の上限) ○第28条(他の大学・短大の授業科目の履修等) ○第29条(大学以外の教育施設等での学修) ○第30条(入学前の既修得単位等の認定) ○第30条の2(長期にわたる教育課程の履修) ○第31条(科目等履修生等) ○第32条(卒業の要件) 	<ul style="list-style-type: none"> ○第2条(学位授与の要件) [再掲] ○第10条(専攻分野の名称) ○第13条(各大学の学位規程の制定・報告等) 	○大学設置基準第29条第1項の規定により, 大学が単位を与えることのできる学修を定める件【大学設置基準】 等

2 公的な質保証システムの検討に関わるその他の観点

(1) 大学内部の質保証の仕組み

公的な質保証システムの在り方の検討に当たっては、関連する以下の事項についても具体的な検討が必要である。

(情報公開)

- ① 社会に対する説明責任を果たすとともに、社会からの評価を通じた質保証の観点から、各大学において、教育研究活動等に関する基本的な情報の整備・公開を積極的に進めることが極めて重要である。その際、各大学において情報公開のための体制を整備することが期待される。

さらに、各大学の教育研究活動等に関する基本的な情報の項目の具体化、提供するデータベースの構築等、国内外への情報発信を推進するための方策の検討も課題となっている。

また、大学の教育研究活動等の状況に関する情報提供が不十分な場合の対応について検討することも課題となると思われる。

(自己点検・評価)

- ② 認証評価の前提となる自己点検・評価は、全大学に義務として課されているが、自己点検・評価を通じ、大学の教育理念・目標の達成に向けて、学生の入学と卒業や教育課程の管理が適切に行われているか確認し、その結果を自己改善に結びつけていくことが重要である。

自己点検・評価に当たっては、学内の情報を集約・分析するための部署や担当者の配置等を進めることも求められており、各大学における整備を促進するとともに、これを担う専門的職員の育成が求められる。

また、自己点検・評価の質を高めるとともに、その実質化を進めるために、自己点検・評価の内容の共通化を検討するとともに、自己点検・評価が適切に行われていない場合の対応について検討することも欠かせない。

(学協会、大学団体等の取組)

- ③ イギリスにおける高等教育の質保証に関する各種の枠組みの構築や、EUにおける質保証のための基準と指針の策定等、諸外国の動向も踏まえ、大学の自主的・自律的な質保証を促すとともに、それが結果として、各種の評価活動にも参照されるような具体的な基準の開発に向けて、学協会や大学団体等の協力を得ながら検討を進めていくことも課題となっている。

この点に関し、現在、日本学術会議において、文部科学省からの審議依頼に基づき、大学教育の分野別質保証の在り方に関する検討が行われており、その状況を踏まえつつ、適宜連携を図っていくことも求められる。

このほか、学協会や大学団体、大学コンソーシアム等による質保証のための主体

的な取組の支援を推進することも期待される。

(事後確認の体制)

- ④ 設置認可後完成年度までの設置計画履行状況等調査と認証評価の期間におけるチェックや、設置基準違反が疑われる事例についての詳細な調査等を行うための仕組みについて検討していくことも求められる。

(公財政支援)

- ⑤ 質保証システムをなす3つの要素に加えて、大学の活動を支える公財政支援が質保証システムに果たすべき役割を検討することが必要である。

(2) 学生支援・学習環境整備の観点からの質保証の検討

(学生支援・学習環境整備の観点からの質保証)

- ① 従来、大学の在り方に関する議論では、教育と研究が着目されてきた。しかしながら、社会や学生のニーズが多様化しているにも関わらず、学生支援や学習環境整備に関しては十分な議論がなされてきたとは言えない。この場合、学生支援には、学生相談、学修支援、経済的支援等があげられ、また、正課外教育の在り方、例えば、図書館等の学習環境や、部活動を含むキャンパスライフも、学習環境整備の観点から検討していくことが求められる。
- ② その際、大学の公的な質保証システムとしての設置基準、設置認可審査、認証評価の在り方に関する検討の一環として、学生支援・学習環境整備の観点をどのように考慮することが必要かが課題となっている。
- ③ 以上のような観点から、大学等の学生支援・学習環境整備を充実する方策について、以下のような検討課題が考えられる。

検討課題 (例)

ア 学生支援・学習環境整備に係る質保証を促す具体的な指針として、大学としての観念や、大学教育の理念に包含され、共通に理解されているルールを確認的に具体化・明確化。

- ・ 部活動等の正課外教育、学修支援、学生相談など大学に求められる機能と、その機能を果たすために必要な図書館、課外教育施設、コミュニケーションスペース等の施設整備。
- ・ 学生支援を継続的・体系的に行う仕組みを構築し、教育の質向上を実現する定性的な基準。

- ・ 学生支援を担当する教職員や多様な専門家を活用した組織。

(新たな大学の教育活動としての職業指導（キャリアガイダンス）の大学教育への位置づけ)

- 5
- ① 若年者の非正規雇用割合や早期離職者の増加など雇用情勢の変化の中で、就職や将来の進路に不安や悩みを持つ学生が増加している。

このため、中学校・高等学校における進路に関する指導や相談と同様に、大学においても、各大学の自主性に基づきつつ、教育課程内外において、学生が自らの職業観、勤労観を培い、自ら向上するための支援を行うことが喫緊の課題となっている。

- 10
- ② このような現状を踏まえ、平成20年12月の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」で提言したように、学生が入学時から自らの職業観、勤労観を培い、社会人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、教育課程内外にわたり、授業科目の選択等の履修指導、相談、その他助言、情報提供等を段階に応じて行い、これにより、学生が自ら向上することを大学の教育活動全体を通じて支援する「職業指導（キャリアガイダンス）」を適切に大学の教育活動に位置づけることが必要である。

- 15
- ③ 例えば、入学時のガイダンス等の導入プログラムから、学生の適性、興味・関心などを踏まえ、履修指導等において、きめ細かい指導・助言が行われるよう職業指導（キャリアガイダンス）の充実に努めることが必要である。

このため、法令上も、職業指導（キャリアガイダンス）の実施を明確にすることにより、大学において組織的かつ計画的な取組を推進することが重要である。

- 20
- ④ また、教育活動全体を通じて職業指導（キャリアガイダンス）を充実することにより、学生が安心して学び、自己の適性や生き方を考え、主体的に職業を選択し、円滑な職業生活に移行できると期待される。

- 25
- ⑤ 以上のような観点から、新たな大学の教育活動としての職業指導（キャリアガイダンス）の導入について、以下のような検討課題が考えられる。

検討課題（例）

35

ア 学生が入学時から自らの職業観、勤労観を培い、社会人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、教育課程内外にわたり、授業科目の選択等の履修指導、相談、その他助言、情報提供等を段階に応じて行い、これにより、学生が自ら向上することを大学の教育活動全体を通じて支援する「職業指導（キャリアガイダンス）」を適切に大学の教育活動に位置づけることが必要。

40

イ 法令上も、職業指導（キャリアガイダンス）の実施を明確化。その際、以下の点について留意。

- ・ 就職ガイダンスや職業意識の形成に関する授業科目を開設している大学等が約7割に達しており、また、その状況も各大学の特色に応じて多様である実態を踏まえつつ、一般教育と専門教育とのバランスにも留意した制度設計が必要。
- ・ 「キャリア教育」、「キャリア支援」、「キャリアデザイン」、「職業教育」、「職業指導」、「就職支援」など様々な用語が使われているので、引き続き、実態も踏まえつつ、検討が必要。
- ・ 学生相談等とのバランスを図りつつ、職業指導（キャリアガイダンス）を組み立てることが必要。

(3) グローバル化の進展の中での質保証

第一次報告では、グローバル化の進展の中での大学教育の在り方に関し、その時点までの審議経過を整理したが、その後も、大学グローバル化検討WGを中心に、大学の国際化の意義や質保証等の論点について検討を行った。第二次報告では、これらを踏まえつつ、質保証に関わりの深い課題に関して審議経過を整理した。

(国際的通用性の観点から共通に求められる大学の国際化)

- ① 大学教育において保証されるべき質としては、学生、教育課程の内容・水準、教職員、研究者、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式等の様々な要素がある。これらについて、諸外国の取組や国際的な動向を踏まえながら改善していくことは、世界的な視野からの人材確保の観点のみならず、我が国の学位の国際的通用性からも重要な課題である。

その点で、グローバル化の進展の中での質保証への取組は、国際化を直接の活動目的としているか否かにかかわらず、全大学に当然に期待される。

(大学制度に関する情報発信の重要性)

- ② 公的な質保証システムにおける設置基準、設置認可審査及び認証評価の3つの要素が十分に機能するよう、不断の検討と改善を行うことは、我が国の大学制度への信頼性と、学位の国際的通用性の確保の前提でもある。

我が国の大学の信頼性を高めるため、設置基準、設置認可審査、認証評価からなる質保証システムの仕組みとその内容について、積極的に情報提供していくことが望まれる。また、情報提供の在り方として、国際的な情報発信媒体の活用も視野に入れるほか、国際化拠点整備事業により設置される大学海外共同利用事務所の活用等提供される側に立った情報の提供が求められる。

③ 国際的な情報発信に当たっては、我が国における質保証の枠組みについて、その根拠となる大学設置基準をはじめとする各種の法令等を理論的に整理するとともに、これを英語で適切に表記することも求められる。このため、公的な質保証システムに関する検討状況を踏まえつつ、表記の在り方を引き続き検討していく。

5 なお、我が国の大学の学位の内容を分かりやすいものとしていくには、学位プログラムの位置づけを明確化していくことも有効と考えられる。また、近年、我が国における学位の名称数が多くなっていることについても、国際通用性の観点から留意すべきである。

10 ④ 我が国の大学に関する情報を効果的に海外に発信するには、まず、我が国の大学の教育研究上の成果に関する情報を積極的に発信・提供していくことが重要である。特に、日本ならではの教育研究上の成果が十分に発信され、日本の大学教育が、世界の学生、教員・研究者に魅力あるものとして伝える努力が求められる。

15 ⑤ ヨーロッパでは、エラスムス計画による学生・教員の流動性の向上が、ボローニャ・プロセスの推進の原動力になっていったことを踏まえるならば、我が国の各大学が、アジア地域をはじめ各国・地域と継続的に交流していくことが期待される。このため、我が国の質保証の仕組みを海外に発信と普及していくことの検討も求められる。

20 (組織的・継続的な教育連携関係の構築の促進)

⑥ 上記の際の推進力となる重要な取組の一つとして、以下に述べるダブル・ディグリーをはじめとする組織的、継続的な教育連携関係構築の促進が考えられる。

国際的な共同教育プログラムを通じて、組織的・継続的な教育連携を構築していくことは、留学生30万人計画を推進する上でも重要である。

25 ⑦ 単位互換制度の活用により、我が国の大学が、国外の大学とともに、それぞれ学位を授与する、いわゆるダブル・ディグリーを授与することが可能となっているが、これにより、大学にとっては、組織的・継続的な教育連携関係を強化し、魅力的な教育プログラムの構築に資することが考えられる。学生にとっては、我が国と海外の大学の複数の学位を取得する際、それぞれの大学の学位プログラムを履修するよりも短い期間に、両方の学位を取得することが期待できるなどのメリットが考えられる。

30 ダブル・ディグリーの実施に当たっては、実施する大学において、国際的な質保証の動向に留意しつつ、参加大学間の履修スケジュールの調整や、単位互換の対象となるプログラムの質の確認、研究指導や学位審査の取扱い等について、十分に検討することが望まれる。これらの留意事項について、各国の教育制度の違いや、対象となる学位及び教育プログラムの多様性、各大学における実情等も踏まえつつ、各大学の参考に資するため、ガイドラインのように一定の考え方をとりまとめることも有益であると考えられる。

- ⑧ 以上のような観点から、グローバル化の進展の中での質保証に関し、以下のような検討課題が考えられる。

5 検討課題（例）

ア 諸外国における質保証に関する制度・動向の調査・分析。

イ 大学制度に関する情報発信。

- 10
- ・ 我が国の大学の教育研究上の成果の積極的な発信の検討。また、我が国の公的な質保証システムについて、外国語による適切な表記の検討。

ウ いわゆるダブル・ディグリーに関し、以下のような点について、一定の考え方を検討。

- 15
- ・ ダブル・ディグリーのほか、「ジョイント・ディグリー」、「デュアル・ディグリー」、「共同学位」、「複数学位」等の類似の用語の整理
 - ・ 学位記の方式や学位の名称等の表記
 - ・ その他プログラムの質を保証する観点からの留意点の検討

エ なお、大学の国際競争力向上の観点から、以下の事項について引き続き検討。

- 20
- ・ 国際的に評価される教育を行うための方策。
 - ・ 教育内容の明確化
 - ・ 交換留学，短期交流の促進
 - ・ 養成すべき人材像
 - ・ 教職員の国際的な活動への対応力の高度化
 - ・ 教授言語
 - ・ 入試を含むリクルート，4月以外の入学
 - ・ 組織的・継続的な教育連携関係の構築。
 - ・ 国際的な大学ネットワーク形成への対応
 - ・ 国際化に関する評価。
 - ・ 大学の国際化に係る評価とその活用
- 25
- 30

第2 大学院教育について

我が国の大学院は、昭和49年の大学院設置基準の制定以降、課程制大学院としての制度的な整備が行われ、平成3年の大学審議会答申等の下で量的拡大が進み、各大学における独立研究科・専攻の設置や大学院の最先端設備補助等の重点的な予算措置等により、大学院固有の教員組織や施設・設備の充実が図られてきた。

このように、課程制大学院としての制度の普及、大学院の量的拡大、大学院の国際競争力の強化や留学生等の受入拡大の必要性が増す中で、学術研究の後継者養成や高度専門職業人養成等といった複合的な目的を有する大学院教育のあり方に関し、従来のような研究者養成を中心として、研究指導に偏った教育手法だけでは限界があり、大学院の人材養成目的に対応した教育体制を確立することが求められた。

こうした状況下で、平成17年9月には、大学院教育の実質化、国際的通用性の確保や信頼性の向上を目指し、「新時代の大学院教育（答申）」を取りまとめた。この答申に基づき、平成18年3月には、大学院教育の改革の方向性と重点施策を明示し、体系的及び集中的な施策展開を図るために、平成22年度までの5年間の振興計画として「大学院教育振興施策要綱」（施策要綱）が策定された。

これまでに施策要綱の策定から3年余りが経過し、その間、大学院設置基準の改正や大学院教育の支援事業等を通じ、大学院教育の実質化が着実に進展している。一方、大学院博士課程の志願者の減少や、博士課程修了者の就職問題等の新たな課題が顕在化しつつある。

こうした状況を踏まえ、施策要綱の進捗状況等の把握と課題の検証を行い、今後の大学院教育のあるべき方向性を明らかにするために、現在までの議論の論点や改善のための基本的方向性等を審議経過として整理した。

今後更に大学院教育改革の推進方策を明らかにしていくために、個々の大学院教育に関する事例における具体的な状況、学問分野別・学位レベル別の状況、関係者の意識等について、引き続き多面的な検証を行っていく必要がある。

1 大学院の教育の実質化

（現状と課題）

- ① 平成18年3月の大学院設置基準の改正によって、各大学院が研究科・専攻ごとに人材養成に関する目的等を定め公表することとされた。

これに関して、人材養成目的が概して抽象的であり、身につけるべき知識・技能の体系等が教育プログラムに十分に反映されるに至っていない大学院や、博士課程修了者と修士課程修了者のそれぞれが身に付けるべき標準的な資質や能力がいまいなままである大学院があることが指摘されている。

また、学生や産業界等からみて、大学院における人材養成目的に即した教育研究活動の内容が十分に明らかになっていないところもあるとの指摘もある。

大学院生の質に関し、大学院への入学時点での学力や意欲の適切な把握、大学院

教育における学位取得までのプロセスの中で、学位取得に相応しい適性・能力の審査が求められるとの指摘もある。

- ② こうした課題については、分野ごと・学位ごとに状況や背景が異なることを踏まえ、今後、分野ごとに実態の更なる検証を行い、施策要綱の浸透状況の把握やその更なる普及に向けた促進方策について一層の検討が必要である。

(具体的な対応が必要な事項)

検討課題（例）

ア 大学院研究科・専攻等における人材養成目的の明確化に向けた取組を促進。
また、その取組の深化を図る観点から、各大学が、教育プログラムの基本的事項（(a)達成すべき資質能力、(b)これに基づいて修得すべき知識・技能の体系、(c)研究指導の方針）を明らかにし、情報公開に取り組むための方策を検討。

イ 課程制の大学院教育の実質化を図るため、各大学院において、
(a) 人材養成目的の明確化、
(b) 人材養成目的を達成するための目標の設定や、その目標に応じた教育内容・方法の明確化、
(c) 学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークの充実、
(d) 良質の教材の開発及び活用等、
を行うことが必要。また、
(e) 大学院生に研究計画、研究デザイン等、自ら研究活動を遂行するための知識や経験等を修得させるべく、研究科・専攻単位で各分野に関する教育方法の開発・展開を行うことが重要。
国は、各大学のそのような取組の促進を支援。

ウ 国において、大学院の研究科・専攻等におけるこれらの教育活動が、広く社会から見て分かるものとするため、例えば、公表される大学院教育に関する情報を集約し、一覧できる仕組みの整備を検討。

エ 各大学院において、学生の質を保証するために、入学の際に求める知識、能力等を明らかにして適切に選抜。

オ 大学院の入学者選抜の適切性を確保するための方策について、例えば、大学院の評価に関し、入学者定員の充足率に加え、教育の実質化のための取組の充実度や就職状況等を含めて多面的な評価が行われるよう、評価指標・手法等を含めた検討。

カ 各大学院において、複数分野の広範な知識、研究企画能力、コミュニケーション

ョン力等を育成し、研究者としての素養を身につけさせるとともに、博士課程の中で本格的に論文作成の研究に着手するまでに、研究テーマや研究の遂行能力等、学位取得にふさわしい適性・能力が養われているかどうか適切に審査。

5

2 大学教員の意識改革をめぐる諸課題

(現状と課題)

- ① 平成18年の大学院設置基準の改正、施策要綱の策定、大学院教育の実質化のための支援事業等を通じ、大学教員の間に大学院の教育機能の重要性に対する意識改革が着実に深まっている。

一方、いまだに学生に対する教育活動やその進路等よりも自らの研究活動を重視する例も見られ、必ずしも学生に幅広い視野や自立した研究者として必要な資質能力を身につけさせるための教育が実施されているとはいえないものもあることが指摘されている。

10

15

- ② こうした現状の分析のためには、更なる実態の検証が必要であるが、当面の改善の方向性として、

ア 教員の教育活動や大学院教育の組織的取組について、教員評価や大学院組織の評価に関する適切な手法の確立が必要であること、

イ 教員が教育活動に積極的に取組むインセンティブを向上させる方策が求められること、

ウ 大学院において教員や学生の流動性の拡充を図ること、

エ 大学教員の教育研究活動に対する事務職員等による支援体制の充実が必要であること、

などが考えられる。

20

25

- ③ 平成18年の大学院設置基準の改正において、大学院の授業や研究指導の内容・方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（FD：ファカルティ・ディベロップメント）の実施が義務化されている。それが教員の意識改革や教授能力の向上に関し、どのような効果があったのかなど、その実質化に関する実態の更なる検証が不可欠である。

更に、大学院の教員が、大学院生を自らの研究活動のために曖昧な立場で無償で活用するという事例があるとの指摘もあり、そのような場合には、TA（ティーチング・アシスタント）やRA（リサーチ・アシスタント）等の形で雇用するなどの取組が必要である。

大学院生が、TAとして、実験・実習等に積極的に参画することは、教育の充実に貢献するものであり、また、大学院生にも、将来の教員としての素養の涵養の機会として資する。

30

35

40

(具体的な対応が必要な事項)

検討課題 (例)

5 ア 各大学院において、それぞれの専攻等における人材育成目的の明確化や、修得することが求められる知識等に関する教員間の協議等の具体的な作業を通じて、教員の意識改革や教員間の共通認識を図る。

10 イ 各大学院の教員等に対し、授業指導・研究指導以外に、専攻の運営や教授倫理、大学教員としての心構え等のプログラムを設けるなど、FDの実質化を図る。

15 また、大学間連携によって効果的なプログラム開発や研修を担当する者の育成や、教員が日常の教育研究活動を離れて自己研鑽ができる機会（サバティカルリーヴ）の充実を図るなど様々な工夫があり、このような教員の意識改革に向けた多様な工夫への取組。

20 ウ 各大学院において、例えば、教員の教育活動の履歴を評価する手法の導入等により、教員の教育面における業績を可視化して適切に評価し、採用・昇任、再任用等の人事や処遇に反映することを含め、人事システムを工夫。

その際、各大学の判断で、自己点検評価に取り組むことも効果的。

研究科・専攻等の単位で、大学院における教育活動の成果としての学生の学修状況や進路の把握・公表を促進。

国は、そのような取組を促進するよう措置。

25 エ 大学教員や学生が教育研究活動に専念できるようにするため、各大学において、大学事務職員の能力開発、教育研究関連業務の支援者やその組織体制等の整備、専門人材の育成等が必要であり、国はそのための支援方策を検討。

3 産業界等と連携した人材育成

(現状と課題)

30 ① 大学院における人材育成は、

ア 研究者等の養成、

イ 高度専門職業人の養成、

ウ 大学教員の養成、

エ 知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある人材の養成、

35 の4つの養成機能を中心に、その役割を担っており、産業界等社会のニーズと人材育成目的が合致しないことがある。

また、大学院と産業界等は、それぞれ異なる社会的役割を担っており、両者がそ

それぞれの役割を果たしながら分担と連携を行うことが社会の発展に必要である。一方、大学院が人材養成の機能を適切に果たすために、大学院修了者の主要な受け手である産業界等社会との間で、そのニーズと大学院教育のマッチングを可能な限り図っていくことが強く期待される。

② 施策要綱には、産業界等との連携を強化するために、長期の実践的インターンシップ、ITスペシャリスト等の新たなプログラムの開発等の支援、企業と博士課程取得者との出会いの場の創出によるキャリア形成支援等が盛り込まれている。それに基づく取組が進められた結果、一定の成果を上げており、今後とも両者の連携の拡大が求められる。

③ このような両者の連携拡大のためには、両者の連携促進に向けた関係構築の場を設けるとともに、大学院教育と産業界等社会からのニーズとのマッチングに関する取組を促進することや、産業界等において優秀な大学院修了者を受け入れる風土を醸成するなどの方策が必要と考えられる。

(具体的な対応が必要な事項)

検討課題 (例)

ア 産業界等との連携強化の取組状況を引き続き検証。各大学院と企業等との間で教育プログラムの開発や実施を行う等の観点から、相互の人材交流を含めた継続的な連携協力を進める取組を促進。

イ 既に、人材養成に関する継続的な対話の場が行われている分野があり、それらをさらに活性化させるように支援していく方策を検討。

4 大学院の適正な量的な規模

(現状と課題)

① 高度な知的人材を育成する「知の拠点」としての我が国の大学院について、国際的な通用性・信頼性の向上を図り、存在感の高い社会的システムとして構築していくため、教育プログラムの整備と実施による大学院教育の実質化、公的な質保証システムの構築を進めることにより、大学院教育の質の保証や向上を図ることが不可欠である。

② このような大学院教育の質保証の在り方等については、
ア 諸外国と比較して、我が国の大学院在籍者数の対人口比率が少ない状況が見られ、特に人文・社会科学系においてその状況が顕著であること、
イ 専門分野によって、定員充足率や就職率をはじめとする事情が大きく異なっ

ていること、

ウ 職業を有する者からの高度専門職業人養成に対する需要を検討する必要があること、

から、これらの観点を総合的に勘案し、分野別・学位レベル別に検討していくことが課題となっている。

- ③ また、博士課程入学志願者の減少傾向の現状や、卒業後の進路の受入先が十分でないことなどを踏まえ、大学院博士課程の規模を縮小していくべきとする議論も見られる。

このことに関しては、諸外国との国際競争力の観点から大学院の質を確保することが重要な課題となっている中、社会から高い評価を受けるように大学院教育の改革を進めていくことを前提として、また、将来の社会の在り方や大学院の人材育成機能の観点等を踏まえ、今後、博士課程の量的規模について議論を、より幅広い視野から行うこととする。

(具体的な対応が必要な事項)

検討課題（例）

ア 大学院の量的規模に関し、大学院部会に、人社系、理工農学系、医療系等の作業グループを設置し、人口動態、産業界等の社会的な需要動向、国際的な競争力の確保等を総合的に勘案しながら、学問分野別・学位レベル別の大学院の規模の在り方について検討。

イ 研究科等の人材育成目的との関係、収容定員の充足状況や大学院修了者の需要との関係等を総合的に勘案しつつ、大学院教育の質保証の観点から、それぞれの組織や入学定員等を見直すことが求められる。また、このため、各大学による自主的な取組を促すための方策を入学定員の在り方も含め検討。

ウ 我が国の大学院の在籍者は、職業経験のない新卒の学生が大半を占めており、そのほかの学修希望者が大学院に入学しやすくなるような教育環境の整備、また、企業人の国内留学の充実等、リカレント教育における企業と大学院との連携を促すための方策等を検討。

5 大学院教育に関するその他の観点

(大学院生をめぐる諸課題について)

- ① 大学院生をめぐる諸課題として、将来のキャリアに展望が開けないこと、在学中の生活保障がない不安等から、優秀な学生が博士課程に進学しにくいとの指摘があ

る。また、既に奨学金や授業料減免等の様々な経済的支援はあるものの、十分ではないとの指摘がある。

これらを受けた検討課題（例）については、「学生支援・学習環境整備の検討について」において後述する。

5 (修士課程・博士課程の在り方について)

- ② 修士課程の位置づけについて、博士前期課程との関係、専門職学位課程との関係、修士課程の修了要件（特に修士論文の在り方）の在り方、博士課程後期との接続等の検討が課題である。

(国際的に卓越した大学院の形成について)

- 10 ③ 我が国が、学術を通じて世界を先導するためには、引き続き国際競争力のある卓越した大学院を形成することが必要であり、既存の学術分野をさらに深化・発展させるだけでなく、新しい学問分野や異なる分野の融合領域の発展を効果的に促すことが求められる。

15 その際、グローバルCOEプログラムの中間評価や取組状況の検証を行いつつ、例えば、新しい専攻の設置等の組織的・継続的な取組や、既存の拠点の全国共同利用化や大学以外の機関や海外拠点も含む卓越した拠点間のネットワーク形成、又は我が国の優位性を多角的に活用し、世界から最優秀な大学院生と教員を確実に集めることを可能にする環境整備等の取組に対する支援方策を検討する。

(大学院教育改革を推進するための計画と社会的環境の醸成について)

- 20 ④ 施策要綱に示された方向性について、今後とも着実に進めることが不可欠である。また、大学院教育改革の更なる推進のためには、施策要綱に基づくこれまでの成果と課題等について多面的に検証を行い、その検証の過程で必要と思われる取組を平成23年度以降の新たなプラットフォームとして整理し、ポスト「大学院教育振興施策要綱」として検討していくが求められる。

25

第3 学生支援・学習環境整備の検討について

学生支援・学習環境整備については、既に、公的な質保証システムの観点からの検討課題を示したが、ここではその他の観点として、学生相談、学修支援、経済的支援について、現時点までの審議経過を整理した。

5

1 多様なニーズに対応する大学教育を実現するための総合的な学生支援

- ① 学生支援については、学生相談、学修支援、経済的支援等に対応する総合的な拠点を設ける大学や、相談内容に応じて複数の窓口を設置する大学等、様々な形態で行われている。

10 学生相談の内容が、対人関係、学修上の問題、経済的問題等、多様化しており、また、学生が抱える課題には様々な背景がある可能性も高いため、学内外の関係機関による有機的な連携・協力が非常に重要である。

- ② 以上のような観点から、多様なニーズに対応する大学教育を実現するための総合的な学生支援について、以下のような検討課題が考えられる。

15

検討課題（例）

20 ア 社会や学生の多様なニーズを適切に把握し、学生支援に係る関係機関がそれぞれの役割・機能を明確化した上で、有機的に連携して行うよう、以下のような大学の取組を支援。

- ・ 学生の履修支援、学生生活支援、留学生支援を一体的、かつ総合的に行う学生支援体制の整備、担当する教職員の位置付けの明確化と能力開発。
- 25 ・ 学生の多様性（社会人、留学生、障害学生等）、学習・生活習慣に課題がある者の個別ニーズを適切に把握・支援。
- ・ 増大する相談へのニーズや必要な支援に即応できる学生相談体制の充実（学生に関わる事件・事故等に適切に対応する体制の整備や、学内外の関係機関との連携・協力の促進等を含む。）。
- 30 ・ 学生支援の多様な機能・窓口を充実させるとともに、学生のあらゆる相談に応じる窓口をワンストップ・サービスで行う。
- ・ キャリア支援における高校と大学との協議機関の設置など連携・協力体制。
- ・ 大学院学生のキャリアパスの多様化に伴う大学と企業等との連携・協力への支援。
- 35 ・ 留学生支援における優れた教育や学生生活支援に関し、共同利用も含めた支援。

イ 大学院への進路支援のために、キャリア情報の提供、インターンシップ等の

キャリア支援の充実，キャリアアドバイザー等の体制の整備等，キャリア支援を強化。

国は，そのような大学院の取組を支援するための措置について，分野別に検討。

ウ 各大学院は，学生の学修状況，特に長期欠席者の実態や満期退学者の進路等に関する実態等の把握に努め，状況に応じた指導・支援。

エ 修士課程の学生の就職活動に関し，修士課程における学修や研究活動に支障を及ぼさないような在り方について，今後とも民間企業等と連携した検討。

2 学生への経済的支援方策

- ① 我が国の高等教育に対する公財政支出は，他の教育先進国と比較して低く，高等教育費に占める家計負担の占める割合が高い。また，大学の授業料が，国公私立を問わず年々上昇しているなど，教育費の負担が増加傾向にある。

さらに，大学の中途退学者のうち経済的理由で退学する学生は，平成20年度末には約16%（49,394人）に達したという調査結果も報告されている。

これらを踏まえ，経済的に困難な者が修学を断念することがないように，一層の教育費負担軽減策を充実することが課題となっている。

- ② 今後，経済的に困難な状況にある若年者が社会保障，教育費の負担増を恐れ，進学を断念する者が増加することは，個人として能力が活かされないだけでなく，社会全体にとっても人材の損失を招くことが懸念される。

このため，教育の機会均等を図る観点から，学生への経済的支援を全体的に充実することが重要であるが，一定の財源の中で，特に経済的に困窮している学生に対し優先して支援が行き届くようにすることが重要である。

- ③ また，様々な経済的支援が行われる中で，進学を希望する者が必要な情報を得られず断念したり，学生が将来の経済的負担の見通しを立てられず，進学を断念することがないように，経済的支援に関し，きめ細かな情報提供と相談体制の強化が不可欠である。

- ④ 以上のような観点から，多様なニーズに対応する大学教育を実現するための総合的な学生支援について，以下のような検討課題が考えられる。

検討課題（例）

ア 経済的に困難な学生が修学を断念することがなく安心して学べるよう，教育機会を確保する観点から，学生への授業料減免や奨学金などの教育費負担の軽

減方策の在り方に関し、以下のような観点から総合的な支援策を推進。

(総合的な経済的支援の在り方)

- ・ 特に、緊急性が高い低所得層の学生への授業料減免事業による国の支援策。
- ・ 給付奨学金、教育費減税の在り方、大学等の自主的、自立的な経済的支援などについて、諸外国の施策を参考に、引き続き検討。
- ・ 優秀な学生が経済的な不安を抱えることなく大学院に進学するような条件整備を行う必要があるため、育英的な観点からの生活費相当額程度の経済的支援とともに、T A (ティーチング・アシスタント)、R A (リサーチ・アシスタント) 及び研究奨励金 (フェローシップ) 等による経済的支援の大幅な拡充。

その際、例えば、各大学において、競争的資金の一定割合を大学院生の経済的支援に充てることを求めることなどの方策を検討。

- ・ 民間団体が行う給付・貸与奨学事業への支援策の検討。
- ・ 我が国における奨学と育英の支援策の基本的な目的、効果等の明確化。
- ・ 大学の設置形態に着目した教育費負担軽減の在り方についての議論が必要。

(個人のニーズに応じたきめ細かな支援の在り方)

- ・ 各大学は、進学にかかるコストの提示及び学生に対する経済的支援等に関する見通し (ファイナンシャル・プラン) を作成支援。
- ・ 奨学金制度に関する情報を得られないまま大学の進学を断念することがないように、高等学校段階も含めた情報提供、相談体制を強化。
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を返還する者が経済的困窮な場合に認められる返還猶予制度において、大学・大学院卒業者の雇用状況や、低所得者の割合が高いことなどの現状を踏まえ、就業状況や所得状況など経済状況に応じた減額返還の仕組みを導入するなど、若年層に対する負担軽減。